

新潟県地域防災計画

（津波災害対策編）

令和3年6月修正案

新旧対照表

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第2章第3節 自主防災組織 育成計画	28	7	2 自主防災組織の概要 (3) 活動内容 イ 災害時の活動 (エ) 地域住民に対する <u>避難指示（緊急）</u> 等の 情報伝達 (略)	2 自主防災組織の概要 (3) 活動内容 イ 災害時の活動 (エ) 地域住民に対する <u>避難指示等</u> の情報伝達 (略)	災害対策基本 法の一部改正	
2	第2章第28節 避難体制の整 備	42	1	1 計画の方針 (1) 基本方針 (略) イ 警報、 <u>避難指示（緊急）</u> 等の情報伝達体制 の整備 ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な <u>避難 指示（緊急）</u> 等の発令	1 計画の方針 (1) 基本方針 (略) イ 警報、 <u>避難指示等</u> の情報伝達体制の整備 ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な <u>避難 指示等</u> の発令	災害対策基本 法の一部改正	
3	第2章第28節 避難体制の整 備	42	▲12	2 県民の役割 (1) 住民等に求められる役割 ア 住民・事業者の役割 (オ) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勸 告、避難指示（緊急）、災害発生情報の意味</u> を正しく理解するとともに、地域の防災訓練 などを通じて、避難行動をおこす際のハード ル（心理的負担）を下げ、避難のタイミング と自らがとるべき行動を確認しておくこと。	2 県民の役割 (1) 住民等に求められる役割 ア 住民・事業者の役割 (オ) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> の意味を正しく理解するとともに、地域の防 災訓練などを通じて、避難行動をおこす際の ハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイ ミングと自らがとるべき行動を確認しておく こと。	災害対策基本 法の一部改正	
4	第2章第28節 避難体制の整 備	43	▲2	3 県の役割 (1) 津波避難計画策定指針の策定 県は、津波対象地域の指定、初動体制、防 災事務に従事する者の安全の確保、津波情報 の収集・伝達、 <u>避難指示（緊急）</u> 等の発令、 平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定め た津波避難計画を策定する際の指針を定め、 市町村に提示するものとする。 (略) (4) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、 福祉保健部、土木部）	3 県の役割 (1) 津波避難計画策定指針の策定 県は、津波対象地域の指定、初動体制、防 災事務に従事する者の安全の確保、津波情報 の収集・伝達、 <u>避難指示等</u> の発令、平常時の津 波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難 計画を策定する際の指針を定め、市町村に提 示するものとする。 (略) (4) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、 福祉保健部、土木部）	災害対策基本 法の一部改正	

新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>(略)</p> <p>イ 市町村による避難指示（緊急）等の早期発令・伝達体制整備の支援</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 市町村の避難指示（緊急）等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示（緊急）等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p>(オ) 市町村に対し、避難指示（緊急）等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>イ 市町村による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 市町村の避難指示等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p>(オ) 市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p>		
5	第2章第28節 避難体制の整備	45	2	<p>4 市町村の役割</p> <p>(1) 津波避難計画の策定 市町村は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示（緊急）等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難指示（緊急）等の発令基準の策定 市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 住民避難誘導訓練の実施</p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(1) 津波避難計画の策定 市町村は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難指示等の発令基準の策定 市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 住民避難誘導訓練の実施</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難指示（緊急）</u>等が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。 (略)</p> <p>(8) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区別のハザードマップ・防災マップ</u> ・ <u>避難指示（緊急）等の発令の客観的な基準</u> ・ <u>避難指示（緊急）等の伝達体制</u> 	<p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難指示等</u>が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。 (略)</p> <p>(8) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区別のハザードマップ・防災マップ</u> ・ <u>避難指示等の発令の客観的な基準</u> ・ <u>避難指示等の伝達体制</u> 		
6	第3章第7節 津波避難計画	70	14	<p>6 業務の内容</p> <p>(2) <u>避難指示（緊急）等の実施</u></p> <p>ア 市町村</p> <p>(イ) 市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、<u>避難指示（緊急）等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示（緊急）等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</u></p> <p>(ウ) 市町村は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、<u>避難のための立退きを勧告し、又は急を要するときは避難のための立ち退きを指示することができる。</u>このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。市町村は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(エ) 市町村は、必要と認める地域の居住者等に対して、<u>屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示</u>することができる。市町村は、これらの指示</p>	<p>6 業務の内容</p> <p>(2) <u>避難指示等の実施</u></p> <p>ア 市町村</p> <p>(イ) 市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、<u>避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</u></p> <p>(ウ) 市町村は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、<u>避難のための立退きを指示</u>することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。市町村は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(エ) 市町村は、必要と認める地域の居住者等に対して、<u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置</u>（以下「緊急安全確保措置」）</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、<u>避難指示（緊急）等又は屋内での退避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(キ) 市町村は、<u>避難指示（緊急）等</u>の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮するものとする。</p> <p>(ク) 市町村は、<u>避難勧告又は避難指示（緊急）、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示</u>しようとするときは、居住者等に対して、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（コミュニティFM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(コ) 市町村は、<u>避難指示（緊急）等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県</p>	<p>という。)を指示することができる。市町村は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、<u>避難指示又は緊急安全確保措置</u>を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(キ) 市町村は、<u>避難指示等</u>の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮するものとする。</p> <p>(ク) 市町村は、<u>避難指示又は屋内での緊急安全確保措置</u>を指示しようとするときは、居住者等に対して、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（コミュニティFM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(コ) 市町村は、<u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県</p>		

新旧対照表（津波災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>(ウ) 県は、市町村が行う避難指示（緊急）等又は屋内での退避等の安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示（緊急）等が発令されるよう、積極的に助言する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ その他防災関係機関等</p> <p>(略)</p> <p>指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市町村から避難指示（緊急）等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 避難誘導及び救助</p> <p>ア 市町村</p> <p>(ウ) 市町村は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示（緊急）等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとするほか、配慮に当たっては、新潟県地域防災計画震災対策編第3章第8節住民等避難計画に定めるところによる。</p>	<p>(ウ) 県は、市町村が行う避難指示又は緊急安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。</p> <p>ウ その他防災関係機関等</p> <p>(略)</p> <p>指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市町村から避難指示又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 避難誘導及び救助</p> <p>ア 市町村</p> <p>(ウ) 市町村は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとするほか、配慮に当たっては、新潟県地域防災計画震災対策編第3章第8節住民等避難計画に定めるところによる。</p>		